

第5章 ダム、農業用取水堰、水閘門、ため池等の操作

1 ダムの操作

ダムについては、定められた操作規則により操作する。

水沼ダム	水沼ダム操作規則	430 ページ
花貫ダム	花貫ダム暫定操作規則	443 ページ
藤井川ダム	藤井川ダム操作規則	451 ページ
竜神ダム	竜神ダム操作規則	459 ページ
飯田ダム	飯田ダム操作規則	465 ページ
十王ダム	十王ダム操作規則	472 ページ
小山ダム	小山ダム操作規則	478 ページ

2 農業用取水堰、水閘門、及びため池等の操作

- (1) 水防上の主要農業用取水堰、水閘門、ため池等は（324～343 ページ）のとおりであるが、通常の点検、地震発生時の点検、洪水時における操作、措置等については的確に行われるよう水防管理者は、その管内にある施設について、その施設の管理者と協議し、その方法、連絡等を水防計画及び防災計画に定め水防活動が適切に行われるよう措置するものとする。
- (2) 農業用ため池は、防災重点ため池を対象とする。（貯水量100,000m³以上もしくは堤高1.0m以上であって、なおかつ、人家・公共施設・公共道路への被害が想定されるため池）
- (3) 水防管理者は農業用取水堰、水閘門、ため池等について出水の状況により、その状態を所轄土木事務所に連絡するものとする。